埼玉県

＜報道発表資料＞

農林部　農業政策課
農協・公社担当　高桑
直通 048-830-4081
内線 4074
E-mail: a4010-08@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー:県政一般

令和８年１０月３０日

# 花園農業協同組合に対する行政処分について

本日、花園農業協同組合に対し、農業協同組合法第９４条の２第２項に基づき、業務改善命令を発出した。

## １処分対象者

（１）組合名　花園農業協同組合

（２）代表者　髙荷　政行

（３）所在地　深谷市小前田１１６９

## ２　処分日

令和８年１０月３０日

## ３　処分内容

（１）健全な組合運営を確保するため、以下の観点から、法令等遵守態勢、内部管理態勢、内部牽制態勢及び業務執行体制について、充実・強化すること。

ア　法令等遵守態勢の確立

イ　内部管理態勢の充実・強化

ウ　内部牽制態勢の充実・強化（監事監査機能の実効性確保を含む。）

エ　業務執行体制の確保

（２）上記に関する業務改善計画を令和８年１１月２７日（金）までに提出し、以後、別途、指示があるまでの間、その進捗及び改善状況を３か月ごとに報告すること。

## ４　処分の理由

前組合長による複数の不祥事件に関して、農業協同組合法第９３条第１項の規定に基づく報告を受けたところ、前組合長が複数の事案（建物更生・賠償責任共済金の不正請求等）について、法令等に違反する事実が認められた。

また、前組合長が行った不祥事件に関して、組合の法令等遵守態勢及び経営管理

態勢等に重大な問題があることが認められた。

（参考）事件の概要

令和７年８月４日、花園農業協同組合から、前組合長の不祥事件が発覚したとの届出があった。

不詳事件の詳細について調査・報告を求めたところ、令和８年５月２７日までに以下のとおり報告があった。

・当事者　前組合長　男性
・内　容　建物更生・賠償責任共済金の不正請求
　　購買品の原価割れでの供給取引
　　他人名義借用による農業機械の不正購入　他